

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

「該当なし」

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。

③リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

④長期前払費用

定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度の退職制度によっている。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 萬松の里拠点(社会福祉事業)

「介護老人福祉施設萬松の里」

「短期入所生活介護ショートステイ」

「通所介護デイサービス」

「居宅介護支援事業所」

「通所介護可睡門前デイサービスセンター」

「地域包括支援センター」

「法人本部」

財務諸表に対する注記

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	210,704,000			210,704,000
建物	692,338,166		30,065,043	662,273,123
合計	903,042,166		30,065,043	872,977,123

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	210,704,000 円
建物(基本財産)	662,273,123 円
計	872,977,123 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	200,000,000 円
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	21,909,000 円
計	221,909,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,040,297,580	378,024,457	662,273,123
その他の固定資産			
土地			
建物	1,648,500	751,515	896,985
構築物	14,147,650	6,609,410	7,538,240
機械及び装置			
車輛運搬具	24,953,208	24,191,597	761,611
器具及び備品	46,705,172	42,860,988	3,844,184
建設仮勘定			
有形リース資産			
権利			
ソフトウェア	861,750	688,950	172,800
無形リース資産(ほのぼのソフトウェア)	5,184,000	1,555,200	3,628,800
合計	1,133,797,860	454,682,117	679,115,743

財務諸表に対する注記

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

「該当なし」

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

「該当なし」

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				

13. 重要な偶発債務

「該当なし」

14. 重要な後発事象

「該当なし」

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」